

# 計算書類

第 73 期

自 2021 年 10 月 1 日

至 2022 年 9 月 30 日

マ ル ホ 株 式 会 社

大阪市北区中津一丁目5番22号

《計算書類》

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第73期 2022年9月30日現在
(資産の部)	
流動資産	115,219
現金及び預金	63,336
売掛金	27,580
商品及び製品	13,137
仕掛品	3,814
原材料及び貯蔵品	4,893
前払費用	142
関係会社短期貸付金	446
その他	1,869
固定資産	47,931
有形固定資産	18,225
建物	11,507
構築物	236
機械及び装置	2,963
車両運搬具	3
工具、器具及び備品	871
土地	863
建設仮勘定	1,780
無形固定資産	7,212
ソフトウェア	2,331
販売権	3,858
その他	1,022
投資その他の資産	22,493
投資有価証券	846
関係会社株式	11,110
関係会社出資金	285
関係会社長期貸付金	294
長期前払費用	76
前払年金費用	3,906
繰延税金資産	4,781
その他	1,191
資産合計	163,150

(単位：百万円)

科 目	第73期 2022年9月30日現在
( 負 債 の 部 )	
流 動 負 債	20,341
買 掛 金	4,421
未 払 金	6,703
未 払 費 用	1,180
未 払 法 人 税 等	4,081
預 り 金	88
賞 与 引 当 金	3,419
そ の 他	448
固 定 負 債	1,155
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	952
資 産 除 去 債 務	193
そ の 他	8
負 債 合 計	21,496
( 純 資 産 の 部 )	
株 主 資 本	141,441
資 本 金	382
利 益 剰 余 金	141,058
利 益 準 備 金	95
そ の 他 利 益 剰 余 金	140,962
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	13
別 途 積 立 金	135,760
繰 越 利 益 剰 余 金	5,189
評 価 ・ 換 算 差 額 等	213
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	145
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	67
純 資 産 合 計	141,654
負 債 純 資 産 合 計	163,150

# 損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	第73期 自 2021年10月1日 至 2022年9月30日
売上高	85,677
売上原価	26,384
売上総利益	59,293
販売費及び一般管理費	41,929
営業利益	17,363
営業外収益	187
受取利息	32
受取配当金	6
為替差益	9
受取貸料	11
受取保険金	3
受取補償金	67
助成金の収入	43
その他	13
営業外費用	224
支払手数料	8
その他	216
経常利益	17,326
特別損失	8,139
固定資産除売却損	49
投資有価証券評価損	1,899
関係会社株式評価損	6,190
税引前当期純利益	9,187
法人税、住民税及び事業税	4,947
法人税等調整額	△699
法人税等合計	4,247
当期純利益	4,940

# 株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計	
		利益準備金	その他利益剰余金				
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	382	95	13	119,760	16,383	136,252	136,634
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△133	△133	△133
別 途 積 立 金 の 積 立				16,000	△16,000	—	—
当 期 純 利 益					4,940	4,940	4,940
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）						—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	16,000	△11,193	4,806	4,806
当 期 末 残 高	382	95	13	135,760	5,189	141,058	141,441

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△88	38	△50	136,583
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			—	△133
別 途 積 立 金 の 積 立			—	—
当 期 純 利 益			—	4,940
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	234	29	263	263
当 期 変 動 額 合 計	234	29	263	5,070
当 期 末 残 高	145	67	213	141,654

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
…………… 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は、移動平均法により算定)  
市場価格のない株式等  
…………… 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法  
時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法  
ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	17年～50年
機械及び装置	7年～17年
工具、器具及び備品	2年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
販売権	5年～15年
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
なお、当事業年度末における計上額はありません。
  - (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に

見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時において、全額を損益処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における計上額はありません。

6. 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売

当社の主な事業内容は医薬品事業であり、主な履行義務の内容は医薬品販売であります。

商品及び製品の販売は、顧客へ引き渡した時点において、商品及び製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該商品及び製品の引き渡しをした時点で収益を認識しております。商品および製品の国内販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時から支配移転時までの間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出取引については、貿易条件に基づき、商品及び製品へのリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

商品及び製品は、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件としたリベート等をつけて販売される場合があります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からリベート等を控除した金額で算定しております。リベート等は契約に基づき、収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

商品及び製品の販売に係る対価は、顧客への商品及び製品を出荷した時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…………… 為替予約取引

ヘッジ対象…………… 外貨建買掛金、外貨建未払金及び外貨建予定取引

### (3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は取引の重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ効果が極めて高いことから、有効性の評価を省略しております。

## 8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### (2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。



## 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内販売において、出荷時から顧客への商品及び製品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 11,110百万円
2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、投資先の財政状態の悪化により実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、その回復可能性を十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、帳簿価額の実質価額を超過した額を評価損として計上しております。なお、実質価額の回復可能性の判断は将来計画を用いて行っております。翌事業年度において関係会社の業績が仮定と大幅に異なる場合には、追加の評価損や引当が発生する可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 39,483百万円
2. 保証債務  
関係会社の金融機関からの借入債務に対し債務保証を行っております。  
立山製薬工場株式会社 392百万円  
関係会社の不動産賃貸借契約に対し未経過賃借料の債務保証を行っております。  
Maruho Medical, Inc. 26百万円
3. 貸出コミットメント契約(貸手側)  
当社は、立山製薬工場株式会社及びコーセーマルホファーマ株式会社との間に極度貸付契約を締結しております。  
当該契約に係る貸出未実行残高等は、次のとおりであります。  
貸出極度額の総額 5,683百万円  
貸出実行残高 740  

---

差引額 4,943
4. 貸出コミットメント契約(借手側)  
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、3取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。  
これらの契約に係る借入金未実行残高等は、次のとおりであります。  
貸出コミットメントの総額 10,000百万円  
借入実行残高 —  

---

差引額 10,000
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
短期金銭債権 742百万円  
長期金銭債権 294  
短期金銭債務 552

## 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高  
営業取引による取引高 4,936百万円  
営業取引以外の取引による取引高 23

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、研究開発費及び賞与引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Maruho Deutschland GmbH	所有 直接100%	役員の兼任 業務の委託	増資の引受 (注)	2,084	—	—

(注) 同社が行った増資合計16,086千ユーロを全額引き受けたことによるものであります。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	18,515円13銭
1株当たり当期純利益	645円73銭

# 計算書類に係る附属明細書

第 73 期

自 2021 年 10 月 1 日

至 2022 年 9 月 30 日

マ ル ホ 株 式 会 社

大阪市北区中津一丁目5番22号

## 目 次

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

## 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
有形固定資産	建物	11,803	576	15	857	11,507	15,120	26,627
	構築物	247	17	—	28	236	504	740
	機械及び装置	3,733	252	0	1,023	2,963	15,469	18,432
	車両運搬具	7	2	1	4	3	62	66
	工具、器具及び備品	924	504	0	556	871	8,326	9,198
	土地	863	—	—	—	863	—	863
	建設仮勘定	605	2,688	1,513	—	1,780	—	1,780
	計	18,185	4,041	1,531	2,470	18,225	39,483	57,708
	無形固定資産	ソフトウェア	1,265	1,784	20	698	2,331	
販売権		3,010	1,650	—	802	3,858		
その他		1,540	1,518	1,862	174	1,022		
計		5,817	4,953	1,882	1,675	7,212		

(注) 固定資産の重要な増加

百万円

建物	京都R&Dセンター5号館改修	506
建設仮勘定	彦根工場3棟改修	1,133
ソフトウェア	CRM構築費用	1,033
販売権	ラピフォートワイプ承認取得時マイルストーン	1,150
	ミチーガ承認取得時マイルストーン	500

## 2. 引当金の明細

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
賞与引当金	3,564	3,419	3,564	3,419
返品調整引当金	12	—	12	—
役員退職慰労引当金	914	42	4	952

### 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額	摘 要
説明会費	347	
宣伝用印刷物	516	
営業広告費	3,059	
販売手数料	211	
ロイヤリティ	1,307	
荷造運賃	246	
保管料	481	
販売費その他	195	
寄付金	175	
旅費交通費	659	
車両費	478	
通信費	122	
消耗備品費	265	
支払報酬	1,160	
施設管理費	104	
事業税(付加価値割・資本割)	407	
調査費	596	
研究費	331	
業務委託費	1,675	
EDP費	1,605	
地代家賃	616	
減価償却費	1,608	
研究開発費	13,578	
経費その他	555	
役員報酬	281	
給与手当	5,244	
賞与	675	
賞与引当金繰入額	2,261	
役員退職慰引当繰入	42	
役員賞与	110	
退職給付費用	559	
法定福利費	1,205	
福利厚生費	109	
社宅費	331	
人材派遣費	601	
人件費その他	196	
計	41,929	



# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月10日

マルホ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大谷博史  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村上育史  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルホ株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上